

いつまでも若々しいあなたをキープしませんか

# アンチエイジング運動講座2008 後期15回コースの募集

あつという間に2009年がやってこようとしています。心残りはありませんか？  
エクササイズ（体操や運動のこと）を楽しみアンチエイジング効果をあげ、新しい年を胸をはってむかえましょう！

【受講資格】 市内に在住し、軽度の運動が可能な健康状態の方なら、どなたでも参加できます。

【参加費】

（単位：円）	
65歳未満	1,000円
65歳以上	1,500円
国保加入者	2,000円
国保加入者以外	2,500円

※年齢は、平成20年10月1日時点です。

【講師】 武市 美津子 他専門インストラクター

【場所】 市保健センター・ミリカホール2階多目的室他

【日程】

- ① 11月1日(土)
- ② 11月14日(金)
- ③ 11月18日(火)
- ④ 12月6日(土)
- ⑤ 12月16日(火)
- ⑥ 12月20日(土)
- ⑦ 1月17日(土)
- ⑧ 1月20日(火)
- ⑨ 1月31日(土)
- ⑩ 2月7日(土)
- ⑪ 2月17日(火)
- ⑫ 2月21日(土)
- ⑬ 3月14日(土)
- ⑭ 3月17日(火)
- ⑮ 3月28日(土)

【時間】 各日も午前10時15分から1時間30分程度

※ただし、日時は多少変更になる場合があります。

【応募方法】 電話もしくは、市役所国保係窓口にて受付(10月15日(水)午前9時から受付開始)

※定員に達し次第、受付終了とさせていただきます。

※応募の公正をはかるため、当日午前9時以前の電話もしくは、窓口による受付はできませんのであらかじめご了承ください。

【募集人数】 50名程度（応募先着順とさせていただきます）

お問い合わせ、応募先は、市健康増進課国保係(市役所1階⑤番窓口 ☎32・2113 内線145)まで。



## 家屋調査にご協力ください

市では、新築・増改築した家屋の評価のため、職員がお伺いし、調査を行っています。

家屋を新築または増改築された場合は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、その家屋を評価させていただきます。1月1日現在の所有者に固定資産税の納付をお願いすることになります。

また、家屋を取り壊された場合ですが、固定資産税は、1月1日現在の家屋の所有者に課税されますので、その年度は固定資産税を納付していただくことになります。

翌年度から、固定資産税は課税されません。

（ご面倒ですが、年内に税務課まで取り壊しの届出をお願いします。）

登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記も忘れずにお願いたします。

なお、すでに家屋課税台帳に登録されている家屋についても、登録してある事項について、変更していないか現況調査を行いますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。

○お願

土地を新たに住宅用にされた人、住宅用地に異動がある場合は、「住宅用地等申告書」を提出ください！

平成20年中に、土地を新たに住宅の用に供した場合、住宅用地に対する課税標準の特例を受けるため、平成21年1月30日までに市税務課に備えつけの「住宅用地等申告書」の提出をお願いします。

また、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地に異動がある場合にも提出をお願いします。

【例えばこのような場合】

- ▼住宅用地を新たに取得（新築・増築）
- ▼住宅用地の地積変更（隣接地の買足し等）
- ▼住宅用地以外の土地を住宅用地に変更（土地・家屋の用途変更等）
- ▼住宅用地の全部または一部をそれ以外の用途に変更（店舗・駐車場・住宅の取壊し等）

○お知らせ

農地を農地以外の用途に使用したり、農地法に基づいて農地の転用（許可・届出）をした場合等は翌年度から宅地並み評価となります。

詳しくは、市税務課固定資産税係(市役所1階☎32・2115)まで。